

# 日本マッサージ新報

令和6年1月1日（月曜日） 第96号（新年号）



公益社団法人日本あん摩マッサージ  
指圧師会のシンボルマーク



## 発行

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会  
発行人：安田 和正  
編集・印刷人：大場 裕之  
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2  
日本視覚障害者センター内  
電話：03-3200-0031  
F A X：03-5285-9003  
Eメールアドレス：info@nichimakai.or.jp  
URL：http://nichimakai.or.jp



＊ ＊ あはき師労災特別加入は「日本あはき師厚生会」HP から ＊ ＊  
あはき師の皆さまが安心して働けるよう 労災保険の特別加入を  
サポートする特別加入団体です。是非、ご加入ください。

ホームページ <https://ahaki-rousai.jp> お問い合わせ [info@ahaki-rousai.jp](mailto:info@ahaki-rousai.jp)



## 目次

- ・巻頭言 「龍神の如く・・・」・・・・・・ 会長 安田 和正 P1
- ・活動だより「近畿ブロック実技研修会」・・・・・・ P2  
「令和5年度中国ブロック三療研修会報告」
- ・職場訪問インタビュー 「NPO法人アイ夢サポート」・・・・ P4
- ・寄稿 「超高齢者患者さんから学んだ「独居(自宅)での自立生活の意義について」・・ P6
- ・寄稿 「関節モビリゼーションについて」(第二回)・・・・ P8
- ・インフォメーション 「療養費保険取扱の注意事項」・・・・・・ P11  
「あはき療養費、オンライン資格確認(マイナ保険証について)」  
「令和6年あはき療養費改定について」
- ・参加しましょう！研修会のご案内 九州ブロック東洋療法研修会 in 北九州市・・ P17
- ・ご寄付をいただきありがとうございました。(ご芳名一覧)・・・・・・ P18

♪♪編集後記♪♪



会報紙と連動して会員さんインタビューの様子を  
日マ会公式チャンネルに投稿されています。ご覧ください。  
<https://www.youtube.com/watch?v=9WIEkLGzjIA>



## ◆ 巻頭言 ◆

## 「 龍神の如く・・・ 」

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会  
会長 安田 和正

令和6年の新年を迎えましたが、会員の皆様におかれましては、益々ご健勝にて新しい年を迎えられたことと存じます。

さて、2024年は十支では甲、十二支では辰にあたるため、甲辰（きのえたつ）の年となり、この2つのかさなる甲辰は、新しいことを始めて成功する、今まで準備してきたことが形になるといった、縁起の良い年になると考えられています。



会報・各種の事業等をみても分かるように、今の日マ会は、将に、その形容詞がピッタリ当てはまっているのではないのでしょうか。

その為には、会員の皆様はじめ関係者の皆様の、力強いご支援・ご協力が不可欠であることは言うまでもありません。

依然として厳しい社会情勢が続きますが、皆さんの日マ会としてこれからも一緒に頑張っていきましょう。

各位からの前向きで有効性なご意見をお待ちしています。

つきましては、通年に亘り、ご寄付等のお志を頂いております方々に対しまして心より感謝申し上げます。

改めまして、皆様方のご健康・ご多幸を心よりご祈念申し上げます。





活動だよりー 全国からこんにちはー

◆日マ会近畿ブロック研修会を実施

総務会計委員長 田村 光弘

日時 10月22日(日) 13:30から16:30

会場 京都ライトハウス和室 参加者 20名

日マ会と京都府あん摩マッサージ指圧師会の共催で、実技研修会が行われました。当会副会長の大場先生を講師に迎え「浪越指圧とは」をテーマに、浪越指圧の特徴と押圧操作の基本を学びました。はじめに20分ほどの座学で、浪越指圧は基本指圧をはじめ、全てにおいて施術部位・施術方法・施術順序が決められているので、基本指圧をマスターすれば全身の施術が完了できるシステムとなっており、これが浪越指圧の特徴であることを説明されたのち、実技研修に移りました。

押圧操作の方法には対象部位によって違いはありますが、目指すところは「母指と対象部位を安定した作用反作用の関係にする」事にあり、そのためには、ただしいポジション取りが大切なこと、体重で压すものではないこと、はじめ関節運動の複合ほか、キーワードに基づき練習を行いました。

なお、当日は実技研修のほか、事務局から療養費の保険取扱についてと、角本理事から、あはき師のための労災特別加入制度についての説明が行われました。



研修会終了後に、参加者一同で

◆令和5年度中国ブロック三療研修会報告(11月4日・5日)

(社福)広島県視覚障害者団体連合会 会長 橋高 則行

紅葉の便りが聞かれる中、各地で夏日を記録している11月4日と5日の2日に亘り日視連・日マ会の助成を受け令和5年度中国ブロック三療研修会を、広島県視覚障害者団体連合会と広島市視覚障害者福祉協会の共催で広島市総合福祉センターを会場に、延べ50名の参加者で開催いたしました。

1日目は、日マ会の安田和正会長から日マ会の現状、今後の活動方針について、組織強化の取り組み、会員の資質向上、保険取り扱いの促進、労災保険への加入の有用性等々について報告を受けた。

出席者の方からは各地域の現状と課題について意見交換をして頂いた。なかでも無資格者問題には関心があるが、解決に向けての方策は厳しい現状があるとの意見が多く出された。

私たちが実践している東洋医学では、自己自然治癒力の活性化や免疫力アップ、不調の改善を促し治療効果を得ている全身治療の効果は明らかですが、業界も時代や社会のニーズでしょうか、局所に注目した治療として、足裏マッサージ、ハンドマッサージやヘッドスパ、小顔マッサージ、美容鍼、一点灸などの看板を掲げて開業されておられる方が目に付きます。明らかにあはき師の資格が無く、鍼灸マッサージの看板を掲げてあれば取り締まりも容易ですが、サロンとかリラクゼーション・ヘルスケアと言った業者が横行している。国家資格の有無の確認は取りにくいですが、無資格業者取り締まりを望む意見が多く出された。

2日目の第2研修では、緩和ケアに対するインド式ヘッドマッサージと題して、講義と技術指導を LCICI.JAPAN 代表の鈴木陽子先生とアシスタントの久富ツルミ先生のお二人から受けた。



鈴木先生（中央）と久富先生（右）

受講者は施術者と患者の二人一組になり、今回は椅子に座っての手技を行う、インド式ヘッドマッサージによる身体的・精神的効果の有用性についての講義を受け、実技に入る。初めに肩や頸の筋緊張をほぐしてからヘッドマッサージの手技を行う事で、全身の緊張の緩和、自律神経のバラン

ス調整で精神的な安心感が生まれて来る事が感じ取れた。

受講者から、終了後講師の先生に再度の講習依頼を出される方もあり、今後の施術に直接役立つ研修会であったと喜びの声が多くありました。



ペアになったの研修風景



職場訪問



「NPO 法人アイ夢サポート」を訪問

今回は、台東区東上野に事務所のある、NPO 法人アイ夢サポート理事長 中村輝彦（なかむらてるひこ）さんにお話をうかがいました。（文中敬称略）

Q：NPO 法人としてのお仕事の内容は？

中村： 視覚障害者の仕事と生活を創造することを目的に、NPO 法人を設立して、現在は台東区の特養入居者やデイサービス利用者を対象としたマッサージ事業を、台東区からの委託事業として行っています。



中村輝彦理事長

2009年から準備をはじめ、4年を経て2013年8月にNPO 法人を設立し、現在は、台東区の七か所を施術の場としています。法人として今期で11期を迎えました。

Q：団体の特徴は

中村： 台東区の福利厚生委託事業であるとともに、視覚障害者の就労の場となっていること、当法人所属のあはき師が全員視覚障害者であることがあげられます。

もちろん施術者全員が国家資格免許を取得しています。東京都には同様のNPO法人が複数あると思いますが、視覚障害者だけで運営されている法人は当会だけではないでしょうか。

所属メンバーの施術者は20名で、男性17名、女性3名、そして晴眼者の事務担当の女性1名で構成されています。

Q：団体名の由来は？

中村： 目（EYE）に関連して、アイ（EYE）サポートという名称を使っているところはたくさんありました。

これに、「夢」を持とうという気持ちを込めて、アイとサポートの間に夢の文字を入れて団体の名前としました。

Q：法人を立ち上げようとされたきっかけは？

中村： 私自身も50代になっての中途失明で、視覚障害者の限られた職業選択のなかから、あん摩マッサージ指圧はり灸師（以下。あはき

師)を選び、技術習得のために国立障害者リハビリテーションセンターで3年間学び、国家資格を取得しました。

生徒数はほんのわずかだろうと思っていましたが3学年で150名前後いたことに驚きました。途中で視力を失くした多くの方が、失望感と焦燥感を持ち、施術業に前向きに取り組もうという姿勢が感じられない方も多くいたように思います。結果として資格を取っても就労しようとする人が少なかったようです。

そのような状況の中にいたことから、みんなと一緒にあって、自分の能力を活かせる場を作りたいとの思いが生まれていました。

Q：施術についての取組姿勢は？

中村： 施術者として、自分の能力を活かして人が喜ぶようにするには、高齢者から若い人まで、多くの人体に触れ、筋肉や体の状態、構造についての知識を深め、自分の能力として蓄積してゆくことが大切です。

視覚障害を持つ者は、健常者より励まねばなりません、助けてもらわないと動けないという現実もあります。

Q：施術場所への移動は？

中村： それぞれの施設には、施術回数の希望や時間などの要望を反映した業務シフトに基づいてローテーションを組みます。同行援護利用の方、単独で行く方、各自で直接向かいます。

Q：今後の取組については？

中村： 視覚障害者自身が自己防衛のために、技術の向上を図る努力はもちろんです、やはりハンディキャップを補うには、行政の助力が大きくまた必要であり、情報交換と連携を欠かさないことが大切だと考えています。

昨今は、行政施設の民間運営委託への対応も大きな課題です。就労の場や機会というパイをどう増やしてゆくか、就労時間を増やすか、単価を上げるかなど、取り組まなければならない課題は多いのですが、団体の目的に向かって夢を育んでゆきたいと考えています。



## ✧✧寄稿✧✧

超高齢者患者さんから学んだ「独居（自宅）での自立生活の意義について」

神奈川日マ指会 小谷田 作夫

私の95歳以上の患者さんは女性3名おりまして96歳、98歳、100歳の方です。96歳の方だけがお子さんがおりません。この中でもなんと100歳の方が一番元気です。

この患者さんは遠慮なくはっきり物事をおっしゃり言葉も大きくはっきりしています。ですから息子さん（76歳）からよく可愛くないおふくろだと言われているそうです。



しかし私は、息子さんより100歳のお母さまの方が、常に遠慮せずに、躊躇せずに思っていること、息子さんに嫌われても勇気を持って自分の本音をいえるシニアで良いのではないかと考えております。現に長生きをされています。

やはり言いたいことを我慢してばかりだとストレスを溜め込んでしまいますし、生きづらくなってしまいます。

だから今こそ本音をいえる、嫌われる勇気を持てるシニア（頑固でも良い）が若々しい脳を手に入れて、長生きする秘訣でもあるのではないのでしょうか。

またこの最も元気な患者さんは、90歳の時に遺言を作成していましたが、今それを見てもその時とだいぶ状況が変わってきていて作成し直さなければならぬと言っております。今のあるがまま受け入れることが大切で、「今を生きる」ということが若々しい脳を保つ秘訣であり、今を生きている限り、いつまでも若く、老いとは無縁だということです。

アメリカの詩人、サミュエル・ウルマンの「青春」という有名な詞の中で「青春とは人生のある期間をいうのではなく、心のもち方をい。・・・中略・・・青春とは臆病さを退ける勇気、安きにつく気持ちを振り捨てる冒険心を意味する。ときには、20歳の青年よりも60歳（100歳？）の人に青春がある。歳を重ねただけで人は老いない。理想を失うときに初めて老いる」とあります。

まさに老いという概念は特定の年齢に起こり得る事象ではなく、心の持ち方や態度のことだということです。

また、ある人は「老いる」ということは、失っていく過程ではなく積み上げていく過程と考えていく事によって人生の質が変わっていくともいわれています。



つまり「老いる」とは失うことではなく、積み上げることで、出来ないことよりも今できることを楽しもうという考えです。

この超高齢者3名の患者さんは独居（自宅）生活でほぼ自立して、長生きの生活の共通点が下記の様にあると思われます。

第一に、毎日3食をしっかりとご自分で用意して食事をしています。

第二に、独居を苦にせず楽しみ、自由が一番とっておられます。そして自立心がとにかく強いです。多少の不便だけを介護保険での訪問ヘルパーさんにお世話になっていますが、3人共お風呂は一人で入浴されています。

第三に、部屋全体がきれいに整理・整頓されています。また予定等はその都度メモをして時間管理をしっかりと行っています。つまり几帳面です。毎日規則正しい生活です。

第四に、言うまでもありませんが、指圧マッサージを定期的にきちんと受けていて大変楽しみにされています。そしてお喋りが好きです。

一般的に「精神的に自立するために必要な7つの条件」は以下のように示されています。

1. 自分の意見をしっかりと持っている。
2. 自分自身の言動に責任を持っている。
3. 自分の強みなどを把握している。
4. 感情をコントロールできる。
5. 周りの人を気にしすぎしていない。
6. 自分一人の時間を大事にできる。
7. 主体的に行動できる。



以上ですが、皆さんが超高齢でありながらもこれにピッタリとあてはまります。

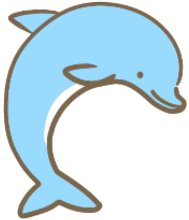
一人暮らしシニアが増え続けるなか、孤立や孤独はよくありませんが、この患者さん達は孤独をほとんど感じておりません。一人での自由が最高です、と言っています。

皆さん昔の思い出話をしたり、若い時の話をしているときに、とてもイキキしています。これは、一般にいわれる「回想法」というもので、これはアメリカの精神科医のロバート・バトラーによって確立された心理療法です。

昔の懐かしい写真や、昔使っていた馴染み深いものなどに触れながら、その時の経験や思い出を語り合うことで精神的な安定感が得られ、認知機能にも良い影響を与えるとされています。



私も超高齢者の患者さんから多くの事を学び、共に楽しんで仕事をしております。私たち人間は、歳を重ねていくと、「物忘れが多い」「疲れやすい」など、ネガティブな部分に目を向けがちですが、歳を重ねることによって、人生経験を重ねることによって、成熟していく知的な能力があるのですね。



脳には歳を重ねても活性化する「衰えない低力」がありそうです。つまり「成熟には価値がある」ということです。

そして、脳は未来に楽しみがあると思えば自然に頑張れるという性質を持っているともいわれております。私も常に未来志向で邁進して行きたいと思っております。

#### ❖❖寄稿❖❖

### 関節モビリゼーションについて（第二回）

神奈川日マ指会 萩原 正博

参考資料は私が学びました AKA とドイツ徒手医学から引用しています。前回 94 号では簡単な歴史と凹凸の法則について図を使って述べました。関節モビリゼーションの操作をする場合は、この凹凸の法則を利用します。

#### 1. 凹凸の法則に当てはまる具体的な関節

凹の法則：肘関節、膝関節、手指の関節（末梢側の骨の関節面は凹面）

凸の法則：肩関節、股関節、橈骨手根関節（末梢側の骨の関節面は凸面）

各関節の動きを、凹凸の法則と遊びを利用して関節モビリゼーション（離開、圧迫、滑り、転がり、軸回旋等）を施行することで、無理のない関節可動域改善運動につなげることができます。

#### 2. 関節の遊びについて

関節は関節包や靭帯により関節の動きを制限しています。それぞれ目的にあった関節の構造（関節包、靭帯を含む）により、関節のしまる位置と、関節が緩む位置があります。関節が最大緩む位置で中枢側を固定し、末梢側の骨を牽引すると中枢側の関節面と末梢側の関節面が離開することができます。この緩みの事を関節の遊びと表現しています。

#### 3. 関節モビリゼーションの対象

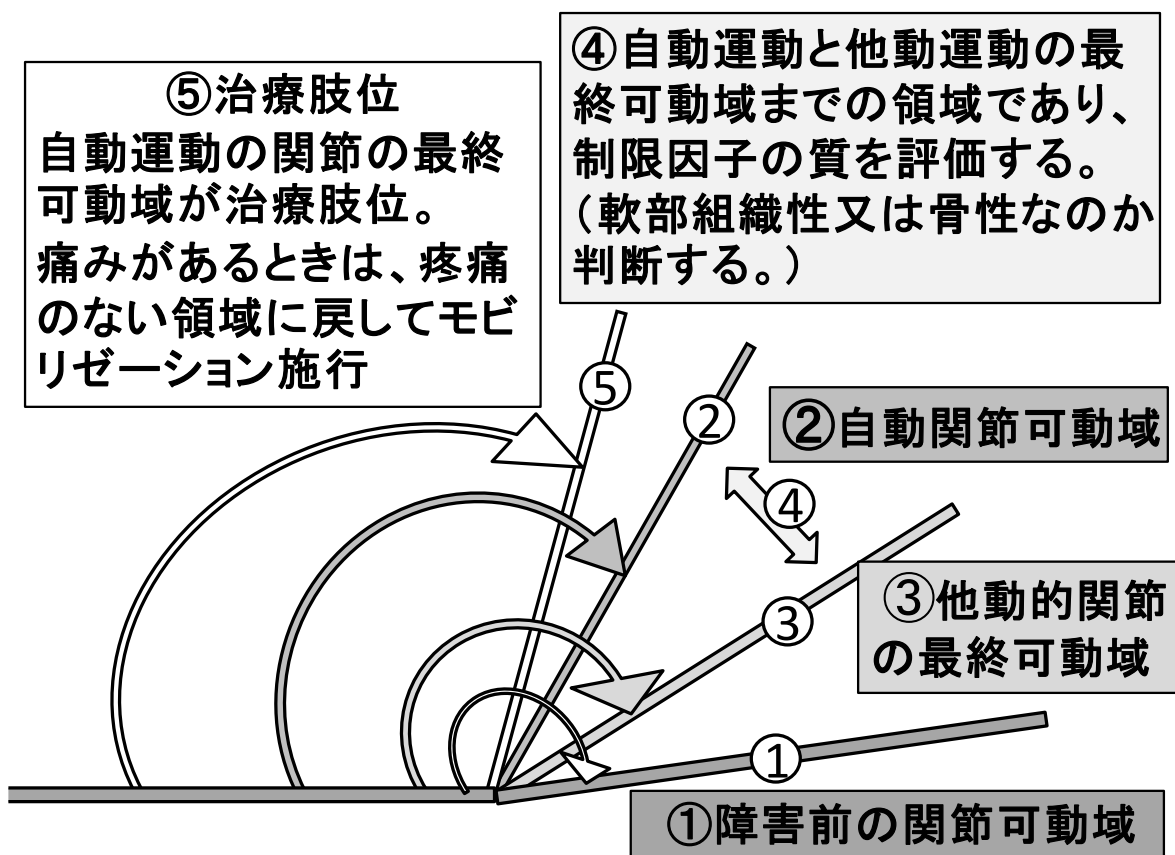
対象となるのは関節機能障害で、正常な関節機能から逸脱した状態です。

- ① 過小運動性（Hypo mobility） ② 過剰運動性（Hyper mobility）  
 ※ 但し運動選手のように必要に応じた関節可動域が広がったケースは対象外になります。

#### 4. 関節の治療肢位について

- ① 障害前の関節可動域の確認として健側と患側を比較します。  
 ② 自動運動の関節可動域と疼痛の有無を確認します。  
 ③ 他動的関節の最終域を確認します。  
 ④ 自動運動と他動運動による最終可動域の違いを確認し、更に制限因子の質（軟部組織性または骨性）を推測します。  
 ⑤ 治療肢位は自動運動による関節の最終可動域ですが、疼痛がある場合は疼痛のない関節角度にもどした肢位になります。

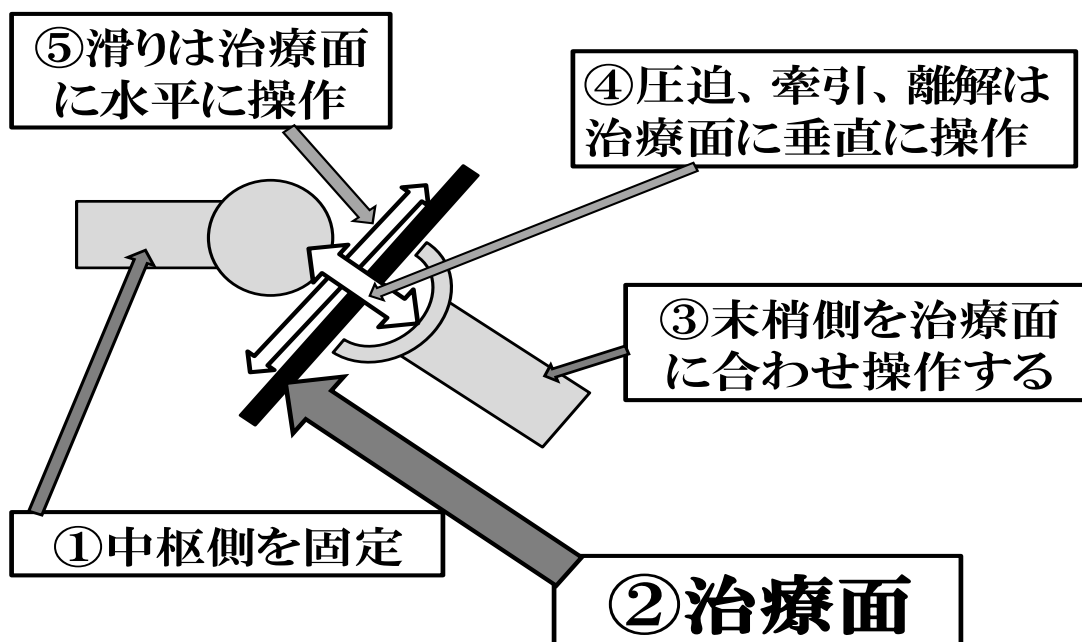
関節の治療肢位について下記の図で説明します。



関節の治療肢位は疼痛のない関節角度で、モビリゼーションを行う事が原則です。次は関節の治療肢位から更に治療面について説明いたします。  
凹の法則でも凸の法則でも治療面は関節の凹面を基準とします。凹の関節面に“ふた”をするイメージが大切で、その蓋をした面が治療面になります。

治療面について①～⑤と下の図で説明します。

- ① 中枢側の骨を固定します。
- ② 治療面とは関節の凹面に“ふた”をしたイメージで作った面のことです。
- ③ 疼痛の無い関節の最終可動域（治療肢位）で、末梢側の骨を把持して関節モビリゼーションをおこないますが、その時の注意として末梢側の凹の関節面を治療面に合わせ④⑤の操作をおこないます。
- ④ 圧迫により関節面の接触を強調することで疼痛が悪化するようであれば、関節内組織の問題が予測されます。（半月板や軟骨の損傷等）また、愛護的な離開は鎮痛作用があります。
- ⑤ 末梢側の骨を把持して、滑りは治療面に対して水平に上下左右に操作します。



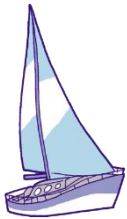
以上の説明は凹の法則を利用した場合の操作方法で、固定する関節の面が凸面、動かす側の関節面が凹面となります。

それでは凹の法則とは逆に、凸の法則を利用した場合はどのようなのでしょうか。固定する中枢側の骨の関節面は凹面になり末梢側の関節面は凸面になります。具体的に凸の法則に該当する肩甲上腕関節のモビリゼーションを考えてみましょう。

肩甲骨の関節面は凹面で、上腕骨は凸面です。

操作の手順は中枢側の肩甲骨を固定し、肩甲骨の関節面に蓋をした時の治療面の位置を推測してみてください。例えば猫背の人と姿勢の良い人の肩甲骨の位置は違います。肩甲骨の位置から関節面を推測できれば治療面を特定することが可能になります。（関節面を推測することはとても大切です。）

肩甲上腕関節の関節モビリゼーション操作は、治療面に対して垂直に上腕骨頭を牽引すれば離開になり、逆に治療面に合わせて垂直に圧を加えれば圧迫になり、治療面に合わせて水平に上下左右に動かせば滑りになります。



以上、関節モビリゼーションの治療肢位と関節の凹面に“ふた”をしたイメージ上の治療面を説明しました。次回は関節モビリゼーション（Ⅲ）を述べたいと思います。



インフォメーション（Ⅰ）



### 療養費保険取扱の注意事項

副会長 大場 裕之

適切に療養費を取り扱えているかを見直したいと思います。特に多い問題についての内容です。

#### << 療養費請求における問題 >>

・同意にあたって医師の診察が適切に行われていないのではないか。

①全ての同意書が同一の医師によって行われている。

②往療が必要な患者にも関わらず、同意医師の医療機関所在地が遠方である。

☞ 主治の医師ではなく業者と仲の良い医師がマッサージの同意書を書くためだけに診察をしているのではないかと疑われます。ルールは逸脱していないが不適切な扱いと捉えられかねません。

・支給申請書における施術部位が傾向的に行われているのではないか

- ①特定の施術所から提出される申請書の大部分がマッサージ5局所の請求、または変形徒手矯正術4肢の請求である。

☞ 業者によってはどのような患者さんを施術するかどうか分からない段階で、こういった全部位請求を前提として話を進める業者がいます。これが適切な療養費の扱いなのでしょうか。

・同意書の記載が施術者によって誘導的に行われているのではないか

- ①通常、医師が使用しない傷病名が頻繁に同意書上に記載されている。  
②一つの施術所から提出される申請書の同意病名が同じものが多い。

☞ 果たして療養費扱いのマッサージが必要なのかどうか疑わしい患者さんに対して、半ばこじつけの様な形で同意書を書かせている疑いがあります。

・同一建物における往療料の算定が恣意的に過剰に行われているのではないか

- ①同一世帯でご夫婦交互の日に往療に行っている  
②老人ホーム等の施設で同一日に施術者が1日に複数回往療に行っている  
※必要性は認めながらも、頻度があまりにも多い。意図的に複数回訪問を行っているのではないか。

☞ これが本当ならば完全に往療料のごまかしです。

・鍼灸とマッサージの併用施術や、柔整と鍼灸の併用施術が過剰に行われているのではないか

- ①施術報告書の内容が鍼灸とマッサージの混在で同一のものを使用している。

(対象疾患や施術目的は異なるはずで、施術報告書交付料の算定稼ぎの疑いもある)

- ②特定の施術所から提出される申請書の多くが、鍼灸・マッサージの併用であったり、柔整と鍼灸の併用であったりする。

☞ あん摩マッサージのみでは起こらない事案ですが、鍼灸や整骨を併設している業者で見受けられるそうです。麻痺や拘縮があって慢性痛があって外傷がある状態はあまり想像できません。

・施術が予防的に行われているのではないか

- ①施術報告書の記載内容が、施術者の主観のみであったり患者の感想に限定されているなど稚拙である。
- ②施術報告書の記載内容に、本来給付対象外である「浮腫の改善」や予防的給付を疑わせる「拘縮の予防」「筋力低下の予防」などの記載が目立つ。

☞ あはきに限らずルールとして予防に対して保険は使えません。頻回の方には、本当に必要かどうか見直さなければなりません。単に金になるからと思って頻回施術を行ってる人はいないと思いますが。

・症状固定に対する施術が過剰に行われているのではないか

- ①同意書の傷病名が、傷病名ではなく障害名である。
- ②何年にもわたって平均施術回数を大きく超える施術が行われている。

☞ 本当に必要な施術なのか、あん摩マッサージ指圧師として見極める必要があります。また医師に適切かどうか指示を仰ぐことも必要かもしれません。

・長期頻回の施術理由が妥当性を欠くのではないか。また長期頻回に抵触しないように施術回数を制御しているのではないか

- ①施術継続理由・状態記入書における理由欄が「長期にわたり頻回な施術が必要な理由」ではなく、単に「施術が必要な理由」が記載されている。
- ②一定期間経過後に急に施術回数が月16回以下となっている患者が多数存在する。

☞ なぜ「長期」か？なぜ「頻回」か？を説明できなくてはなりません。また2年以上、月16回の月が5回以上で償還払いに戻せる仕組みのルールが始まってから、また16回理由書を添付したくないのか、回数をコントロールし月14～15回程度に抑えている業者も見受けられるようです。

・往療内訳書の記載方法が誤っている

<同一日・同一建物記入欄>

同一日同一建物で他に施術を行った患者がいる場合に記入する。

往療料を算定している場合◎、他の患者で往療料を算定している場合に○を記入

#### <往療の起点欄>

施術場所から出発した場合「施術所」または「施術者宅」と記載する。  
(施術所等の住所を記載している例がある)

前の患者宅から出発した場合、前の患者宅の住所を記載する。個人宅の場合は「〇丁目」など特定されない範囲で記載。集合住宅や施設などの場合は「〇丁目〇番地〇号」と最後まで記載する。

#### <施術した場所欄>

個人宅で申請書住所と同じ場合「患者宅」と記載。施設入所者など住所地特例等で保健証住所と異なる場合「施設住所 + 施設名」を記載する。  
(施設名称を記載していない例がある)

☞ 正しく記入しないと、距離や同一建物のごまかしを疑われる可能性があります。  
(認定訪問マッサージ師更新講習会資料より)

あはきの療養費は医科の改定に依るところがあり、金額面で厳しくなることはありませんが、あまりにも不自然で疑わしい請求が多くなりますと保険者による締め付けが厳しくなる可能性もないわけではありません。私たち団体に所属している方たちは内部での教育やチェック体制もしっかりしていることから、無所属個人や株式会社等の一般請求団体よりは信用されているようですので、これからもしっかり取り組みたいところではあります。



## インフォメーション(Ⅱ)

あはき療養費、オンライン資格確認(マイナ保険証)について  
「施術所等向け総合ポータルサイト」への登録が始まります

理事・あはき療養費検討専門委員会委員 角本靖司

前回の会報等でお伝えした通り、あはき療養費において、施術所等にオンライン資格確認(現在の保険証に記載されている事項のみを取得できる仕組み)が導入されます。マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険

証)のトラブルが報じられており、施術者自身がマイナンバーカードを持たなくても、マイナンバーカードを保険証利用する患者様がでてきますので、あはき師も療養費の取り扱いにおいて、オンライン資格確認への対応が必要になります。

オンライン資格確認は、配布される専用の読み取りアプリを、事業者の認証されたPCやモバイル端末等の端末のみで利用する方式になります。

マイナンバーカードを読み込むカードリーダーについては、医療機関等で導入されているような顔認証付きものではなく、本人確認をした上で、汎用のカードリーダーや、対応のスマホ等で読み込みをし、PCやモバイル端末を通じてWebサービス(資格確認限定用)にアクセスして資格情報を取得する仕組みが進められております。

これらの利用のためには、ポータルサイト(オンライン資格確認のための入口となるWebサイト)にアカウントを登録し、PCやモバイル端末等に専用アプリ(専用ソフト)をインストール、その端末等の認証登録が必要になります。その上でマイナンバーカードを読み込み、資格確認をおこないます。

あはき等施術所向けのポータルサイト(オンライン資格確認に関わる登録、情報等の総合Webサイト)は既開設されています。開設当初は、情報内容が少ないですが、「手順・マニュアル」「各種申請」など、徐々に充実する予定です。サイトやアプリの使い方、アカウント登録や導入・運用、補助申請の方法なども、テキストや動画(視覚障害者向けの動画も用意される予定です)等で解説されます。

療養費を扱うあはき師の施術管理者へ、厚生労働省等から「施術所等向け総合ポータルサイト」の案内のリーフレットが届きますので、届いたら案内に沿って「新規ユーザー登録」をおこなってください。(※ 視覚障害者として登録されている施術管理者へは音声コード付きの案内が届きます)

他におこなうことは、「端末等の用意」です。端末は「PC(Windows)+有線汎用カードリーダー」「マイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォン(NFC対応端末)」「タブレット+Bluetooth汎用カードリーダー」から、ご自身の業務に合った端末を準備します。ポータルサイトの説明を参考にしてください。次に、アプリの配



信が始まれば、使用端末へのアプリのインストールをおこない、運用準備を進めます。オンライン資格確認の運用開始は令和6年4月が予定されています（当初は、マイナンバーカードを読み込んだ時のみに確認ができ、後で再確認できないアプリになります）。開始前までは、各自、接続・運用テストをおこなうことができます。そして、令和6年秋に保険証が廃止され、オンライン資格確認が義務化される予定です。少なくともこの頃までを目標に、導入を計画してください。また、この頃に、その場だけでなくあとで資格内容を確認できる実用的なアプリが配信される見込みです。

なお、使用端末（PC等に接続する汎用カードリーダー、スマートフォン、タブレット）の購入には補助があります。補助についてはポータルサイトでご確認ください。また、コールセンターも開設されています。

リーフレットが届きましたら、ポータルサイトにアクセスしてみてください。

検索は「施術所等向け総合ポータルサイト」

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>



施術所等向け総合  
ポータルサイト



### インフォメーション(Ⅲ)



#### 令和6年あはき療養費改定について

理事・あはき療養費検討専門委員会委員 角本靖司

次回のあはき療養費の改定は令和6年になります。

前回（令和4年）の改定において、あはき療養費検討専門委員会で残された課題は、(1) 往療料の距離加算の廃止、(2) 離島や中山間地等の地域に係る加算の創設、(3) 往療料の見直し及び訪問施術料（仮）の創設、(4) 料金包括化の推進、(5) 同一日・同一建物への施術などです。

令和6年改定に向けて、令和5年7月、12月に専門委員会が開催され、議論が進められております。

社会保障費の増大等、あはき療養費を取り巻く環境は決してやさしいものではありませんが、日マ会は専門委員会等において施術者の意見を反映する団体の1つとして、施術者、患者にとってより良い制度となるべく努めてまいります。



参加しましょう！ 研修会のご案内



◆令和5年度九州ブロック東洋療法研修会in北九州市のご案内

目的：日マ会では、全国を8ブロック・各地域に分け様々な活動を行ってゆく予定です。今回はin北九州市として実施します。

共催・運営：公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会  
：特定非営利活動法人視覚障害者推進協会あいず

日時：令和6年2月11日（日）10時00分～15時00分

会場：北九州市立生涯学習総合センター 和室32・33 定員30名

〒803-0811 北九州市小倉北区大門1-6-43 tel 093-571-2712

アクセス：JR西小倉駅を下車・南へ徒歩・約10分

西鉄バス小倉北警察署前下車・徒歩約1分

西鉄バス小倉城松本清張記念館前下車。・徒歩約2分

北九州市営バス小倉城松本清張記念館前・徒歩約2分

- 内容：1. 「日マ会現状報告」  
2. 「浪越指圧とは（座学）」  
3. 「押圧操作の基本」（実技）

講師：（公社）日本あん摩マッサージ指圧師会 副会長 大場 裕之 氏

募集定員：24名（先着順：テキストは当日配布予定）

参加費：日マ会会員・あいず会員 2,000円

学生 1,500円

会員外 3,000円

（参加費・昼食代は、当日受付）

昼食代：1,000円（希望者：申込の際に有無を確認いたします。）

申込受付：令和6年1月5日より

申込・お問合せ

（特非）北九州市視覚障害者自立推進協会あいず 事務局

〒804-0061 北九州市戸畑区中本町3-1-1 中本町ビル3階

TEL・FAX 993-871-7711

Email：[office@aizu-k.com](mailto:office@aizu-k.com)



## ◆日マ会にご寄付をいただいた皆様。（4/1以降）

（敬称略・五十音順）

赤山 康之、秋田 昌子、秋山 好夫、生山 次男、伊藤 孝之、稲生 妙子  
猪之鼻 郁夫、今永 由紀子、岩切 秀樹、遠藤 克寿、大角 ゆき子  
大庭 順子、大橋 康朗、小野寺 寿幸、甲斐 涼子、鐘築 豊、小林 信一  
小林 史高、酒井 厚、酒井 広行、榊原 英雄、酒田 友子、佐藤 清子  
佐野 幸代、志摩 哲郎、嶋田 裕、清水 幸一、田澤 佳世子、土居 昭紀  
中野 俊夫、中野 成人、成田 恵美子、奈和手 利明、浜岡 陽介、平松 誠二  
藤崎 一夫、本郷 永華、本田 郁雄、前田 則浩、増田 裕二、松岡 弘  
松田 哲生、松原 誠、丸山 みどり、三重野 著、三宅 光之、村上 芳継  
村田 佳代子、矢作 孝一、山口 憲二、山口 正、山崎 正伸、山元 心  
渡邊 昌則



## 編集後



今年度の認定訪問マッサージ師講習会の日マ会会員の受講者の割合が高くなっている。

コロナ渦を機に対面受講以外にもライブやオンデマンドを活用し、全国各地からの受講が更に簡単になってきた。

もちろん対面でも遠方から来る方も多い。現地で参加すると交流が深まり情報交換もできるので、往療マッサージを行っている方は是非受講した方が良いと考える。

内容の良さに関しては受講した方へ聞いてみるとよい。

又、すでに認定を受けている方も再受講制度というのがあり同じ講習会を安く受講できるので毎年の情報をチェックする事をおススメする。

（編集子）

## 会員の皆様へ

- 郵便物等の返戻が多くなっています。
- 住所の変更や治療院名等の変更がありましたら、必ず事務局へお知らせください。
- 郵便物の転送期間が過ぎると、会報のお届けや賠償責任保険更新手続きのお知らせが、お届けできなくなります。

次のいずれかの方法で、事務局までご連絡ください。

### 公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会

お電話 03-3200-0031

FAX 03-5285-9003

Eメール [info@nichimakai.or.jp](mailto:info@nichimakai.or.jp)

ホームページお問合せフォーム QR コード



変更後（新住所等）

お名前	
住所	〒
電話番号	
Eメールアドレス	

⇒ あはき師の労災特別加入制度はこちらから

